

留学生のための入管関係手続き

学生プラザ 3F (8:30-17:15)



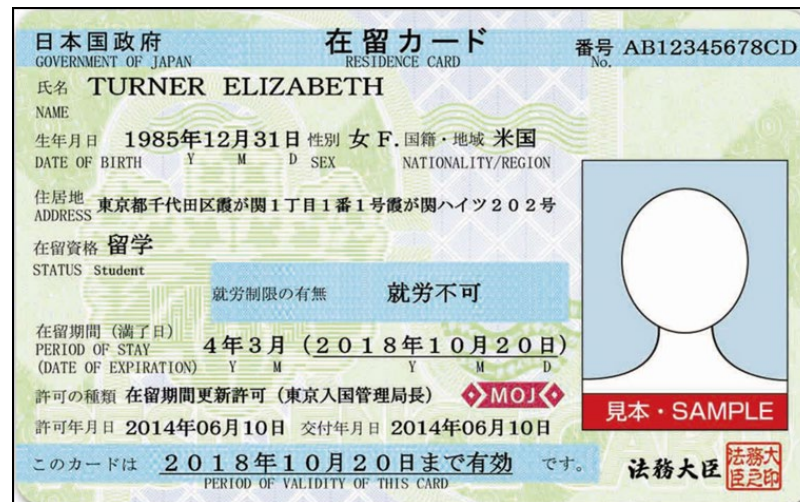
丸川 陽子
留学交流グループ
E-mail:
kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp



広島大学

①在留カード, 住所の届出について

- 在留期間が3ヶ月以上の方には、在留カードが交付されます。



- 在留カードは、常に携帯してください。

- 住所が決まったら、パスポートや在留カードを持って、市役所(区役所)で転入の届出をしてください。
- その後、引っ越す場合も市役所(区役所)への届出が必要です。

- 日本国内の日本語学校や他大学、高校等から進学してきた場合
⇒ 出入国在留管理庁へ「活動機関に関する届出」が必要です。（入学後、14日以内）

オンライン

- 以下のURLにアクセスし、[電子届出システム](#)から情報を入力してください。入力にあたっては、全角、半角等の入力規制にご注意ください。
よく分かる届出の説明：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001351302.pdf>
- （**郵送**で届出する方法もあります。詳しくは「[もみじTOP](#)」へ）

②在留期間更新許可申請

- 現在の在留期限が過ぎてもまだ日本で勉強を続けたい場合には、在留期限が来る前に、「在留期間更新許可申請」が必要です。

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局

(大学を通して申請することもできます【4, 6, 10, 11月】)

(申請書類等、詳しくは「[もみじTOP](#)」へ)


- 修了後、日本で就職活動をする場合、就職が決まった場合などは、「在留資格変更許可申請」が必要です。

在留期限については、在留カードやパスポートの証印シールで確認できます。

在留カード

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME		
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION		
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS		
在留資格 留学 STATUS Student		
就労制限の有無 就労不可		
在留期間(満了日) 4年3月 (2018年10月20日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M Y M D		
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) ◆MOJ◆		
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日		
このカードは 2018年10月20日まで有効 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		法務大臣 法務大臣之印

パスポートの証印シール

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
上陸許可 LANDING PERMISSION	
許可年月日 Date of permit:	-1 JUN 2010
在留期限 Until:	30 AUG 2010
在留資格 Status:	短期滞在 Temporary Visitor
在留期間 Duration:	90days
NARITA(2)	
0000000000	
XT 0000033	

③資格外活動許可申請

- 留学生は日本で働いて、収入を得ることができません。ただし、勉強の妨げにならない程度であれば、許可を得て、決められた時間内でアルバイトをすることができます。
- 風俗営業・風俗関連特殊営業等は職種に関係なく従事してはいけません。
- バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲーム機設置業、特殊浴場業、ストリップ、ラブホテル、個室マッサージ、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブ、店舗型(無店舗型)性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型(無店舗型)電話異性紹介営業などでのアルバイトは、皿洗いや清掃業務であっても認められません。
- 資格外活動許可がないまま収入や報酬を伴う活動を行った場合は、最高200万円の罰金が課せられることがあります。

☆許可時間・・・1週間に**28時間以内**

(長期休業期間中は、1日につき8時間以内)

(広島大学でのTA、RA等は資格外活動許可の対象外)

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局

(大学を通して申請することもできます【4, 6, 10, 11月】)

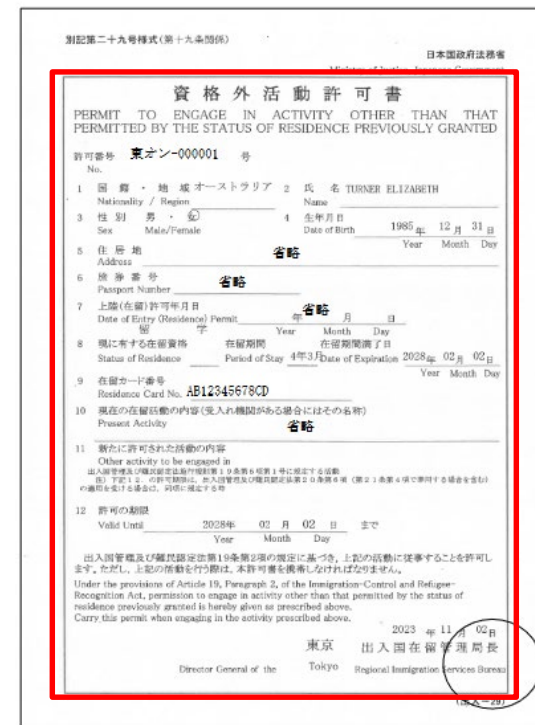
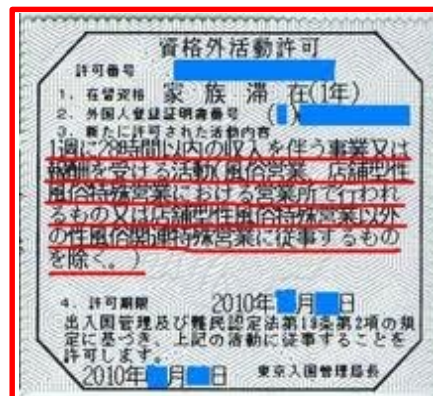
(申請書類等、詳しくは「[もみじTOP](#)」へ)

オンライン申請した
場合の許可書

在留カードの裏面

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

パスポートの 証印シール



④再入国許可について

- 一時帰国や旅行などで海外へ行く場合、各学部・研究科の学生支援室に「一時帰国・国外旅行届」がありますので、出発前に、必要事項を記入して提出してください。
- 1年以内に再入国する場合は、出入国在留管理局で「再入国許可」を受ける必要はありません。このことを「みなし再入国許可」といいます。

「みなし再入国許可」で出国する際は、空港で必ず・・・

1. パスポートとともに在留カードを提示してください。

2. 再入国出国記録カード(E/Dカード)を以下のとおり記入してください。

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①
【 DEPARTURE 】

氏名 Name	Family Name			
	Given Names			
生年月日 Date of Birth	Day日	Month月	Year年	主な渡航先国名 Destination
航空機便名・船名 Flight No./Vessel	出国予定期間 intended period out of Japan			<input checked="" type="checkbox"/> 1年以内 Within one year
				<input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years
				<input type="checkbox"/> 2年超 Over two years

次のいずれかに☑を記入してください。 Please check either one of the boxes below.

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

2. 「再入国許可」の有効期限内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期限内に再入国の予定はありません。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit is valid.)

署名
Signature _____

官用欄
Official Use Only

「1年以内」の欄にチェック

「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄にチェック

- 1年以上経過した後で再入国する予定の場合
出国前に、出入国在留管理局であらかじめ
「再入国許可申請」をして、許可を得てから出国するよう
にしてください。(有効期間は現在の在留期間の範囲内)

詳細は出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>

⑤在留資格「留学」について

- 正当な理由もなく、留学生としての活動(勉強)を3ヶ月以上行わなかった場合は、在留資格取消制度により、在留資格は取り消され、本国に強制的に帰国させられます。
- 外国人研究生・特別聴講学生は、「1週間につき10時間以上聴講(研究)をすること」が出入国管理及び難民認定法で定められています。

⑥休学について

- 「留学」の在留資格を持っている留学生の皆さんは、経済的理由で休学をする場合、原則、日本に滞在することはできません。
- 休学中に資格外活動(アルバイト)をすることも禁止されています。

⑦入国管理関係の詳しい案内

- ・ ホームページ「[もみじ](#)」をご覧ください。



The screenshot shows the MOMIJI website interface. A blue box highlights the '留学生へのサポート' (Support for International Students) menu item in the top navigation bar. A red arrow points from this box to a dropdown menu on the right side of the page. Within this dropdown menu, another red box highlights the '入国・在留関係' (Entry and Residence Relations) option. A second red arrow points from this option down to the '入国・在留関係' text in a blue box located in the main content area of the page.

留学生への サポート



入国・在留関係

留学生のみなさんの入管手続き

留学生のみなさんは、日本で勉強（研究）するための滞在資格として法務省出入国在留管理庁から「留学」という在留資格をもらっています。留学生のみなさんは、日本で滞在している間にその在留資格に関するいくつかの手続きを行う必要がありますので、以下をよく読んで、手続きを忘れないようにしてください。

- [今もらっている「留学」の在留期間が終わりに近づいてきたら](#)
- [アルバイトをしようと思ったら](#)
- [大学からの申請 受付スケジュール（在留期間更新、資格外活動）2024年度](#)
- [日本から一時的に出国するときは](#)
- [休学について](#)
- [出入国在留管理局への届出について（他の大学へ進学する場合など）](#)
- [家族を本国から呼び寄せて一緒に暮らすには](#)
- [在留カードをなくしてしまったときは](#)
- [出入国在留管理庁からのお知らせについて](#)
- [広島出入国在留管理局](#)

【問い合わせ先】

広島大学国際室国際部グローバル化推進グループ（東広島キャンパス：学生プラザ3階）
kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

広島出入国在留管理局

住所：広島市中区上八丁堀2-31
広島法務総合庁舎内（地図）

電話：就労・永住審査部門 082-221-4412
留学・研修審査部門 082-221-4468

1. 広島出入国在留管理局での申請書類等の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く）、午前9時～午後4時です。
2. 各種申請書・必要書類一覧は、各学部・研究科の学生支援室または、グローバル化推進グループにあります。

出入国在留管理庁ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>